

平成 21 年度事業計画

(概要)

1. 福祉人材確保、定着促進への取り組み

< 情勢認識 >

国民の福祉・介護ニーズの質的变化に加え、量的な一層の拡大のなかにあつて、質の高い福祉人材の安定的な確保が喫緊の課題となっている。現状では、労働環境の厳しさ等を背景として、若者から福祉・介護の職場が敬遠されている状況や高い離職率に加え、介護福祉士等の資格を有しながらも福祉・介護の職場で働いていない人びとが多数存在している等の課題がある。

このような状況の下、平成 20 年度第 2 次補正予算では「介護福祉士等修学資金貸付制度」の拡充のほか、福祉・介護人材の参入・定着促進のための新たな事業が具体化されたところである。さらに、平成 21 年度予算案では、「福祉・介護人材確保緊急支援事業」の創設やハローワークにおける人材確保対策の強化が図られている。

社会福祉協議会においては福祉人材センターを中心として、これまで以上に社会福祉法人経営者をはじめ、関係機関、団体等との連携、協働を図ることで魅力ある職場づくり、働き続けることのできる職場環境の実現をめざし、質の高い福祉サービスの提供のために必須である福祉人材の確保、定着に向けた積極的な取り組みを進めていくことが求められている。

< 21 年度の取り組み >

(1) 福祉人材確保に向けた取り組みの充実

「福祉・介護人材確保緊急支援事業」の取り組み促進

- ・ 都道府県社協（福祉人材センター等）における事業推進に向けた支援。
- ・ 都道府県社協における介護福祉士等修学資金貸付事業の支援
- ・ 円滑な事業実施、運営に向けた広報や連絡調整等の実施。
- ・ 事業実施上の課題等について、適宜、厚生労働省への働きかけを行い、都道府県社協での事業運営を支援。

(2) 福祉人材センター機能の強化と職業紹介事業の拡充

福祉人材センター・バンク「アクションプラン」の推進等

- ・ 都道府県段階の「アクションプラン」の策定支援等を通じた福祉人材センター・バンク機能の拡充促進。
- ・ 潜在有資格者の掘り起こし、法人間ネットワーク化の推進といった重点課題について、中央福祉人材センターと都道府県福祉人材センターとの連携による取り組みを実施。

福祉・介護の仕事に関するイメージアップの取り組み促進

- ・ 広く行政や関係機関・団体と連携した「福祉人材確保重点実施期間」における福祉・介護業務のイメージアップ活動の展開。
- ・ 魅力ある職場づくりに取り組む福祉・介護事業所の掘り起こし、紹介等の取り組み検討。

2. 全社協事業・組織の見直し～総合企画委員会報告の具体化

<情勢認識>

社会経済環境の大きな変化に伴い、社会福祉を取り巻く環境が激変するなかにあつて、本会は全国に広がる社協ネットワークの中央組織として、また、多様な関係者が集った社会福祉活動の推進組織として、わが国社会福祉の一層の充実に向けてその果たすべき役割はますます大きくなっている。

このような状況の下、平成 19 年 12 月から総合企画委員会において今後の本会の役割、事業展開、そのための組織のあり方等について検討が進められ、昨年 10 月に報告書『アクティブな全社協をめざして～時代の要請に応える全社協事業・組織のあり方』が取りまとめられたところである。

今後、総合企画委員会報告に盛られた事項について優先順位をつけつつ、その具体化を図ることとし、平成 21 年度はその初年度として以下の取り組みを着実に推進していく。

<21 年度の取り組み>

(1) 政策提言機能の拡充、都道府県・指定都市社協の経営支援の強化

「政策委員会」の設置

- ・ 社会福祉制度・予算対策委員会の改組による政策委員会の設置。
- ・ 社会福祉の制度・政策に関する研究協議を実施。必要に応じて政策提言、要望活動等を行い、制度改革等に的確に対応。

「都道府県・指定都市社協の経営に関する委員会」(仮称)の設置

- ・ 都道府県社協、指定都市社協が直面する経営課題やその対応策について、情報交換、協議を行う場としての委員会を設置。
- ・ 大都市特有の課題協議のため、指定都市社協による分科会等の設置を検討。

(2) 社協の広報機能の強化

全社協ホームページの充実等

- ・ 広く国民を対象とした「全社協ニュース」の掲載や各部所が実施する統計調査結果の定期的な掲載、更新等による本会ホームページの内容充実。
- ・ マスコミ関係者への定期的な情報発信。

社協活動の PR 強化

- ・ 社協活動の全国的な PR 強化に向けた先駆的活動事例の収集、提供等。

(3) 社協職員の育成等

社会福祉協議会職員像の明確化

- ・ 社協職員の専門性、価値、行動規範等社協職員像の明確化、都道府県・指定都市社協職員の研修体系の検討。
- ・ 社協職員「倫理綱領」の策定に向けた検討。

社協職員の人材養成・研修の推進

- ・ 新任事務局長を対象とした研修の試行的実施。
- ・ 社協職員の資質向上を図るため『社協新人職員ハンドブック』の普及促進。

3. 福祉サービス利用者等の権利擁護活動の推進

< 情勢認識 >

認知症高齢者の増加や障害者の地域生活への移行等が進行するなか、福祉サービス利用者等の権利擁護は一層重要となっており、この権利擁護の取り組みは、幅広いネットワークと高い公益性を有する社協にとって重要な役割と考えられる。

とくに、福祉サービスの利用者が地域の住民全体へと一層拡大している今日、社協にあっては、日常生活自立支援事業のみならず、成年後見制度をはじめとする関連制度や機関・団体との連携を強め、より総合的な地域における権利擁護体制を構築していくことが重要となっている。

また、児童をはじめとする虐待問題やDV（ドメスティックバイオレンス）問題等は一層深刻な状況にあり、社協にあっては、地域の関係者とのネットワークを活かした積極的な対応が引き続き求められている。

< 21 年度の取り組み >

(1) 地域における権利擁護体制の構築

総合的な権利擁護システムの構築

- ・ 社協による法人後見や保証人制度、施設入所者の金銭管理等の促進。
- ・ ハンセン病療養所入所者の金銭管理の取り組みの拡充。
- ・ 「虐待防止・権利擁護セミナー」開催、「権利擁護年報」刊行等を通じた権利擁護に係る取り組みの普及・啓発活動の展開。

日常生活自立支援事業の推進

- ・ 事業創設 10 年の節目にあたり、全国の取り組み状況等の詳細把握と分析。

- ・ 全国すべての市における事業展開と、その後の拡充策についての研究。
- ・ 事業に従事する専門員や社協担当職員への研修を通じた専門性向上の推進。

(2)福祉サービスの質の向上への取り組み

福祉サービスに係る苦情解決事業の推進

- ・ 都道府県運営適正化委員会事業に対する住民からの信頼確保に向けた関係者への情報提供、研修会の実施等による支援。
- ・ 「運営適正化委員会事務局マニュアル」の改訂、普及。
- ・ 事業者段階での苦情解決体制の充実に向け、福祉施設、市区町村社協等における第三者委員の設置促進。

福祉サービス第三者評価事業の推進

- ・ 全国段階の第三者評価事業の推進組織として、評価調査者養成のための指導者研修の実施、各種ガイドラインの見直し検討。
- ・ 社協における第三者評価事業、介護サービス情報公表事業について、各社協での取り組み状況の把握、情報交換等、円滑実施の支援。

(3)虐待等の防止、早期発見・対応に向けた取り組み

市区町村社協による虐待、DV等防止、早期対応の取り組み

- ・ 地域住民との協働による虐待、DVリスクを抱える高齢者、母子等への早期対応に向けた取り組み方策の検討。

障害者に対する虐待防止、権利擁護の推進

- ・ 施設、事業者向けの「虐待防止の実践チェックリスト」を活用した虐待防止、権利擁護の取り組み促進。
- ・ 関係種別協議会の協働による「障害者権利条約」批准に向けた取り組み促進。

児童虐待の防止、早期発見等に向けた取り組み

- ・ 要保護児童地域対策協議会との連携のもとで社協における児童虐待予防のネットワークづくりに向けた取り組みの提案。
- ・ 要保護児童、保護者・里親への相談支援機能を高めるための研修事業の実施。

4. 地域におけるきめ細かな福祉活動の展開

< 情勢認識 >

住民に身近な市町村を基盤とした福祉制度への改革が図られる一方で、人間関係の希薄化等を背景とした「地域の崩壊」が指摘されている。

昨年3月にまとめられた厚生労働省「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」報告書では、地域には現行の制度等では対応しきれていない多様な生

活課題があり、これらに対応するためにも地域福祉をこれからの福祉施策に位置づける必要があると提言している。こうした状況にあって、社協においては長年にわたり推進してきた住民による地域福祉活動の一層の活性化を図るとともに、地域住民のつながりに基づく地域の再構築をめざして積極的な取り組みが期待されているところである。

昨年も多く自然災害が発生したが、災害時の要援護者支援体制の構築をはじめ、孤独死や高齢者や障害者を狙った悪質商法被害の防止等、安全で安心なまちづくりに向けた取り組みも福祉関係者にとっての重要課題であり、市区町村社協、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設をはじめとする多様な関係者の一層の連携と協働が求められている。

昨今の経済環境を反映して厳しい雇用情勢が続くことが見込まれるなか、再就労支援から生活保障を含めたセーフティネットの整備が急務の課題となっている。このようななか、生活福祉資金貸付制度を活用した支援があらためて注目されるようになっており、同制度の見直しへの適切な対応を図るとともに、事業実施主体である社協にあっては行政との密接な連携のもとでの円滑な事業運営が期待されている。

<21年度の取り組み>

(1)住民による地域福祉活動の活性化促進

「住民の地域福祉活動を活性化するための社協アクションプラン」の提案と推進

- ・ 都道府県・指定都市社協における「アクションプラン」策定への提案。
- ・ 「アクションプラン」策定に向けたマニュアル作成や策定事例の収集と情報提供。
市区町村社協における小地域福祉活動のあり方検討とその推進
- ・ 「地域福祉活性化モデル事業」の成果を高めるため、モデル事業の指定を受けた市区町村社協を対象とした研修会等の開催。
- ・ 「地域福祉型福祉サービス」の普及推進、「地域総合相談・生活支援システム」の構築に向けた取り組み支援。

(2)地域福祉計画策定に向けた働きかけの強化

- ・ 市町村における地域福祉計画の策定を社協の立場から促進するとともに、民間の活動計画である地域福祉活動計画との一体的策定の具体的指針を作成、提示。

(3) 市区町村社協の経営基盤強化支援

- ・ チェックリスト活用による社協における不祥事防止、適正運営確保のための取り組み促進。
- ・ 市区町村社協経営全般に関する診断事業の創設に向けた検討と試行。
- ・ 市区町村社協の介護サービス経営支援のため、地域福祉推進委員会に設置した「経営研究会」を中心に、経営診断事業や経営セミナーを開催。

(4) 双方向情報ネットワークを活用した情報収集・提供力の拡充

- ・ 社協の組織、事業運営に資する専門的、実践的情報を掲載した専用ホームページの開設、運用。
- ・ インターネット環境を利用した双方向調査システムによる社協経営に関する定期調査、情報収集の実施とその結果、成果の還元。

(5) 地域における民生委員・児童委員活動の一層の推進

- ・ 関係機関との協働による安全・安心なまちづくり活動の推進。
- ・ 「第2次 民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」の推進による平時からの要援護者支援体制の整備促進。
- ・ 広報・情報提供、研修事業の充実による民生委員・児童委員活動の支援。

(6) 多様な福祉ニーズに対応した生活福祉資金貸付事業の充実

- ・ 生活福祉資金貸付事業見直しへの対応。
- ・ 新業務システムへの円滑移行と安定稼働の確保。
- ・ 要保護世帯向け長期生活支援資金について、都道府県社協での事業運営上の課題解決への支援。

(7) ボランティア・市民活動の振興、地域における福祉教育の推進

- ・ 「社協における第3次ボランティア・市民活動推進5か年プラン」に基づく社協ボランティアセンターの重点課題についての推進方策の研究、取り組み方策の提案。
- ・ 「第18回全国ボランティアフェスティバルえひめ」の開催（21年9月、松山市）。

(8) 福祉分野における防災、災害救援活動の強化

- ・ 災害時における市区町村社協の「行動指針」の策定。
- ・ 首都圏における大規模災害発生を想定した対応指針の検討。
- ・ 在宅障害者の災害時支援ネットワークのあり方についての研究（初年度として通所型サービス事業所版を予定）。
- ・ 被災地での災害ボランティア活動の中核となる、災害ボランティア

センターのアドバイザーやコーディネーター等の人材育成。

5. 社会福祉諸制度の見直しへの対応

< 情勢認識 >

社会保障国民会議が昨年 11 月にまとめた「最終報告」では、少子高齢社会における社会保障制度の持続性確保の重要性と同時に、必要なサービスを保障し、国民の安心と安全を確保するため「社会保障の機能強化」に重点をおいた改革の重要性を指摘している。今後、「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」(平成 20 年 12 月 24 日閣議決定)を受けた財源確保のための税制の見直し論議とともに、社会保障制度全般に関する検討が一層活発化することが見込まれるところである。

平成 21 年度、社会福祉制度については、介護報酬の改定、障害者自立支援法の施行 3 年後の制度見直しが行われることに加えて、児童福祉分野では改定保育所保育指針の施行、児童福祉法等の一部改正に基づく取り組みの推進が図られる予定である。

また、無料低額診療事業のあり方に関する検討に加え、景気回復や財政健全化の観点から規制改革、地方分権改革の議論が一層進行することも想定される場所である。こうした議論は、その行方によっては利用者、事業者双方に大きな影響を及ぼすものであることから、本会にあっても情勢に応じた適時、適切な対応が求められる。

< 21 年度の取り組み >

(1) 社会福祉法人に対する経営支援の推進

- ・ 社会福祉法人の経営支援のため、経営協組織との連携により、情報提供、人材の確保・育成、経営相談等の支援事業を実施。

(2) 介護保険制度の見直し等への対応

- ・ 介護報酬改定等に関する情報提供と事業経営への影響分析。今後の事業経営のあり方検討と提案。
- ・ 社協が運営する地域包括支援センターにおける事業の推進方策検討のための「市区町村社協地域包括支援センター研究会」の運営。
- ・ 「新・居宅サービス計画ガイドライン」の普及等、介護保険サービスの質の向上に向けた取り組みの実施。

(3) 新たな障害保健福祉施策への対応等

- ・ 障害者自立支援法の施行 3 年後の制度見直しを受けた対応と、さらなる制度改善に向けた取り組みの推進。

- ・ 障害者の地域生活を支える環境と支援ネットワークづくりに関する調査研究の実施。
- ・ セーフティネットとしての保護施設の今日的役割の明確化、機能充実に関する事例収集と分析。

(4) 次世代育成支援対策、児童福祉制度拡充への取り組み

- ・ 次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた研究、提言活動の実施。
- ・ フォーラムの開催等を通じた地域における子育て支援環境づくりの推進。
- ・ チェックリスト等の活用による児童養護施設における人権擁護のための取り組み推進。

6. 研修事業充実による人材育成への貢献

< 情勢認識 >

福祉人材の確保とともに、その質の確保、向上も課題とされており、先般、社会福祉士、介護福祉士の資格取得方法の見直しが図られたところである。

また、福祉職場における高い離職率を改善し、長期の勤続を確保していくためには、魅力ある職場づくりとともに介護職員のキャリア開発支援が不可欠であり、福祉人材センター・バンクや研修実施機関による関係者への積極的な働きかけも重要となっている。

< 21年度の取り組み >

(1) 介護サービス従事者のキャリア形成の支援

- ・ 社協における「介護職員基礎研修」や介護支援専門員資質向上研修等、介護職員に関わる研修の効果的実施に向けた支援。
- ・ 関係団体との連携による「介護福祉士ファーストステップ研修」の普及、推進。

(2) 中央福祉学院研修事業の充実、都道府県・指定都市研修実施機関の支援

- ・ 受託研修事業（9研修）独自研修（10研修）とも、プログラムの一層の充実とともに、受講者拡大に向けた関係組織との連携による周知活動を強化。
- ・ 都道府県・指定都市の研修実施機関支援のため、「福祉職員生涯研修事業」への中央講師の派遣等を実施。

(3) 都道府県福祉人材センター事業の運営支援

- ・ 求人・求職者向けパンフレットの作成や労働市場の基本動向に関する情報提供を通じた都道府県福祉人材センター・バンクへの支援。

- ・ 職業紹介事業の実効性を高めるため、職業紹介システム（COOL システム）の積極的な活用を促進。

7. 国際協力、出版事業・広報活動の充実、本会経営管理体制の強化

< 情勢認識 >

わが国社会福祉の充実とともに、民間社会福祉分野における国際交流、国際貢献も本会の重要な役割のひとつである。これまでもアジア諸国からの研修生受け入れをはじめとする交流、また大規模災害発生時の支援活動を進めているところであり、平成 16 年末に発生したスマトラ沖地震の被災地からは、本会が全国の福祉関係者から寄せられた募金をもとに実施している現地での復興活動支援に引き続き期待が寄せられている。

社会福祉関係図書、雑誌の刊行は、関係者への情報提供、実務・実践に関するノウハウの提供を通じたサービスの質の向上、事業者の経営支援の一助として重要な役割を有している。また、本会広報事業は、社協の組織やその事業の周知だけでなく、福祉情報の入り口としての役割も大きくなっていることから、その内容のさらなる充実等も期待されているところである。

わが国社会福祉の発展に向け、本会が全国の関係者と手を携えてその役割を一層果たしていくためには、本会の経営管理体制のさらなる強化に努める必要がある。21 年度においては、とくに総合企画委員会報告の具体化に対応した機能的かつ効率的な事務局体制についての検討、監査法人による会計監査や IT コンサルの協力を得たコンピュータ管理ルールの明確化を通じて適切な業務執行体制のさらなる確立を進める。

< 21 年度の取り組み >

(1) 国際協力および国際社会福祉の連絡調整

- ・ 4 か国 4 名の研修生を招へいした「第 26 期アジア社会福祉従事者研修事業」の実施。
- ・ 本年 8 月、各国で福祉活動に従事するアジア社会福祉従事者研修修了生約 70 名を招へいしての「第 5 回アジア社会福祉セミナー」の開催。
- ・ スマトラ沖地震の被災地支援のための福祉関係者から寄せられた募金をもとに、被災地で活動を行う福祉団体への助成を継続（最終年次）。

(2) 出版事業の充実、販売促進の強化

- ・ 月刊 4 雑誌の企画内容の充実とともに、実務・実践に役立つ参考図書の刊行を通じた現場実践の支援。

- ・ 『全社協百年通史』の刊行。
- ・ 販売促進面では、『社会福祉学習双書』、『改訂4版・保育士養成講座』等の販路拡大の取り組み強化。

(3) 広報活動の推進

- ・ 福祉関係者のみならず広く国民に対する情報発信による本会活動への理解促進。
- ・ 社会福祉事業経営者、行政関係者、学識経験者等を対象に、社会福祉制度改革の動向や今後の展望等を内容とする「社会福祉トップセミナー」を開催。

(4) 「全国社会福祉団体職員退職手当積立基金」の運営

- ・ 基金の安定運営のため、要支給額に対する定期的な充足率検証、資産運用についての十分な留意とともに、加入団体に対する適宜、適切な情報提供を実施。

(5) 新霞が関ビルおよびロフォス湘南(中央福祉学院)の安定経営の確保

- ・ 新霞が関ビルについては、リニューアル工事には盛り込まれなかったビル設備の更新等による良質なビル環境の確保。
- ・ 竣工から14年を迎えたロフォス湘南については、3年程度を計画期間とするリニューアル計画を立案、具体的改修工事に着手。研修実施と工事との両立による施設稼働率の維持。

(6) より適正な業務執行体制の確立

- ・ 本会事業の見直しに対応して、それを支え、またより機能的かつ効果的に推進する事務局体制についての検討。
- ・ 監査法人による会計監査を通じた各部所における業務執行体制の妥当性検証、財務諸表の適正性確保。
- ・ ITコンサルの協力によるシステム開発、サポート契約についての検証、コンピュータ管理ルールの明確化。